

## 日米社会保障協定

### 二重加入防止と年金加入期間の通算

平成17年(2005年)10月1日、日米社会保障協定が発効されました。

日本の事業所に勤務する人などが、アメリカにある支店や駐在員事務所などに派遣される場合、両国の社会保障制度(年金・医療制度)に二重加入しなければならないことがありましたが、この協定により、いずれか一方の社会保障制度のみに加入することになりました。

協定の対象になる人は、原則として、その人が就労している国の社会保障制度のみに加入します。ただし、事業所から一時的(5年以内と見込まれる場合)に協定の相手国に派遣される人は、引き続き派遣元の社会保険制度のみに加入します。例えば、日本の事業所からアメリカに派遣される人は、原則としてアメリカの社会保障制度のみに加入することになりますが、派遣期間が一時的であれば、引き続き日本の社会保障制度のみに加入することになります。

また、年金を受けるためには、一定の期間年金制度に加入して年金の保険料を納めなければならないという期間要件が日米両国とも定められています。

しかし、いずれかの国の年金制度に一時加入した場合などは、加入期間が短いために年金を受けられず、納めた保険料が掛け捨てになってしまうことがあります。この協定により、日本とアメリカの年金加入期間を相互に通算することで年金の受給権を獲得できるようになりました。

現在、日本では、アメリカの他にドイツ、イギリス、韓国との社会保障協定が発効されています。

## 職業病と企業責任

### 企業には安全配慮義務がある

石綿による重篤な健康障害が大きな社会問題となっています。厚生労働省によると、平成16年度までに石綿の吸引で発症する中皮腫や肺がん等で労災認定を受けた事業所は400を超え、製造業と建設業で9割を占めています。

一般に、特定の職業へ従事したりその職場環境により罹患する、又は罹患する確立の高くなる病気の総称を「職業病」と言います。労働基準法では、業務における有害要因と疾病との関係が明確であるとして「業務上疾病」と言い、施行規則において限定的・例示的に列挙しています。近年は、労働の質的变化によりいわゆる職業病は減少する一方で、「一般疾病だが業務が何らかの関連をもち、労働者の健康に大きな影響のある疾病」として「作業関連疾病(労働関連疾患)」という概念が登場してきました。これは、ホワイトカラーが抱える慢性的なストレスや過労などによる脳血管疾患、心臓疾患、うつ病等、疾病構造が変化してきているところによるでしょう。

ところで、重大な労働災害を発生させた企業が「安全配慮義務」という概念に基づき、使用者責任を追究されるケースも多くみられます。裁判例における安全配慮義務の内容は、安全設備等の物理的環境整備と安全教育など人的環境整備という分類がされてきましたが、労働環境の変化により「労働時間・休日等適正な労働条件の確保、健康状態を把握して作業内容の軽減や配置転換等適切な措置をとる義務」とするものも現れ、安全配慮義務の内容が拡大される傾向にあります。健康で安全に働くことのできる職場環境の整備も企業の社会的責任と考えられます。

### 《主眼》

山本周五郎の短編小説に『百足ちがい』があります。

主人公の武家の一人息子が寺に預けられ、个性的な和尚によって、処世は何事も我慢する事が大事であることを修行させられます。どんな事があっても怒らず、まず家にかえって三日我慢、それでも腹が治まらなければ三十日我慢、それでも駄目なら三月、更に三年までは我慢せよというものです。若いうちはのろまという意味で「百足ちがい」とあだ名で侮辱されますが、やがて藩主から認められ、側用人に出世するという物語です。

周囲からひどい扱いを受けたような場合に、人生や事業経営の処世としては我慢するだけが得ではありません。我慢、我慢、せくな騒ぐな、慌てるな」という態度で首尾よくいく場合もあるようです。